

計画の概要

高知県社会貢献活動推進支援条例

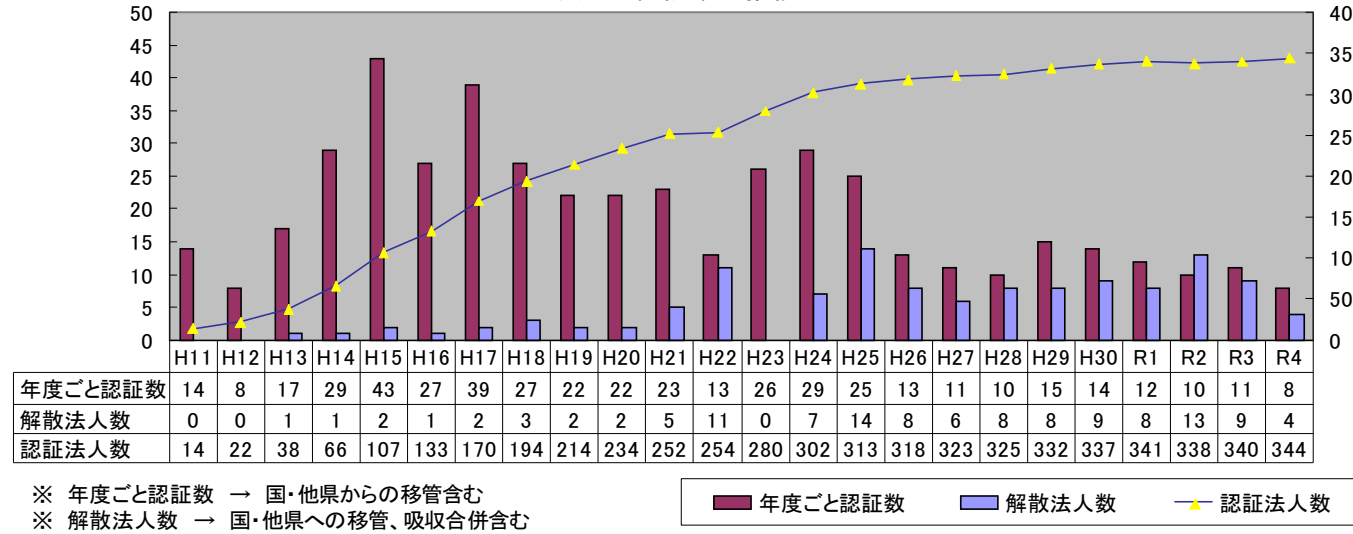
第9条 知事は、第4条(県の責務)の規定により、社会貢献活動に対する支援策を総合的かつ計画的に推進するため、その基本となる計画を定めるものとする。
(計画期間:平成31年度～令和5年度)

社会情勢

- 公共サービスに対する住民ニーズの多様化、複雑化
- 地域の担い手の減少
- 行政だけでは解決困難な地域課題の増加
- 集落活動センターが増加
- 新型コロナウイルス感染防止対策が必須

現 状 (令和4年12月末現在)

法人の認証数の推移



○特定非営利活動法人の定款に記載された活動分野数(一つの法人が複数の活動分野の活動を行う場合があるため上記認証法人数と一致しない)

保健、医療又は福祉の増進を図る活動	205	国際協力の活動	54
社会教育の推進を図る活動	188	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	36
まちづくりの推進を図る活動	204	子どもの健全育成を図る活動	184
観光の振興を図る活動	37	情報化社会の発展を図る活動	44
農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	40	科学技術の振興を図る活動	27
学術・文化・芸術又はスポーツの振興を図る活動	164	経済活動の活性化を図る活動	100
環境の保全を図る活動	138	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	117
災害救援活動	43	消費者の保護を図る活動	27
地域安全活動	65	連絡、助言又は援助の活動	165
人権の擁護又は平和の推進を図る活動	73	都道府県又は指定都市の条例で定める活動	0

○主たる事務所の所在地

	市町村名	法人数	割合
1	高知市	157	45.6%
2	室戸市	10	2.9%
3	安芸市	7	2.0%
4	南国市	19	5.5%
5	土佐市	11	3.2%
6	須崎市	6	1.7%
7	宿毛市	12	3.5%
8	土佐清水市	12	3.5%
9	四万十市	13	3.8%
10	香南市	9	2.6%
11	香美市	10	2.9%
12	東洋町	1	0.3%
13	奈半利町		0.0%
14	田野町	2	0.6%
15	安田町	1	0.3%
16	北川村	1	0.3%
17	馬路村		0.0%
18	芸西村		0.0%
19	本山町	3	0.9%
20	大豊町	5	1.5%
21	土佐町	6	1.7%
22	大川村		0.0%
23	いの町	9	2.6%
24	仁淀川町	2	0.6%
25	中土佐町	3	0.9%
26	佐川町	8	2.3%
27	越知町	1	0.3%
28	梶原町	7	2.0%
29	日高村	2	0.6%
30	津野町	1	0.3%
31	四万十町	13	3.8%
32	大月町	2	0.6%
33	三原村	3	0.9%
34	黒潮町	8	2.3%
	合計	344	100%